

社会福祉法人泉佐野ルーテル福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉佐野ルーテル福祉会(以下「当法人」という)定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う役員・評議員等に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、年額 10,000 円とする。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、その実費相当額次を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費は、その実費相当額を別途支払う。

(支給日)

第4条 役員報酬は、毎年年度当初の会議開催日に支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成 29 年4月1日から施行する。